

吉岡町定額減税補足給付金(不足額給付)について

令和5年所得などを基に推計された調整給付額(以下「当初給付額」という。)と令和6年分の所得税額などが確定し算出した給付額との間に差額が生じた人や、定額減税の対象外かつ低所得者世帯向け給付金の給付対象外などである人に給付金を給付します。

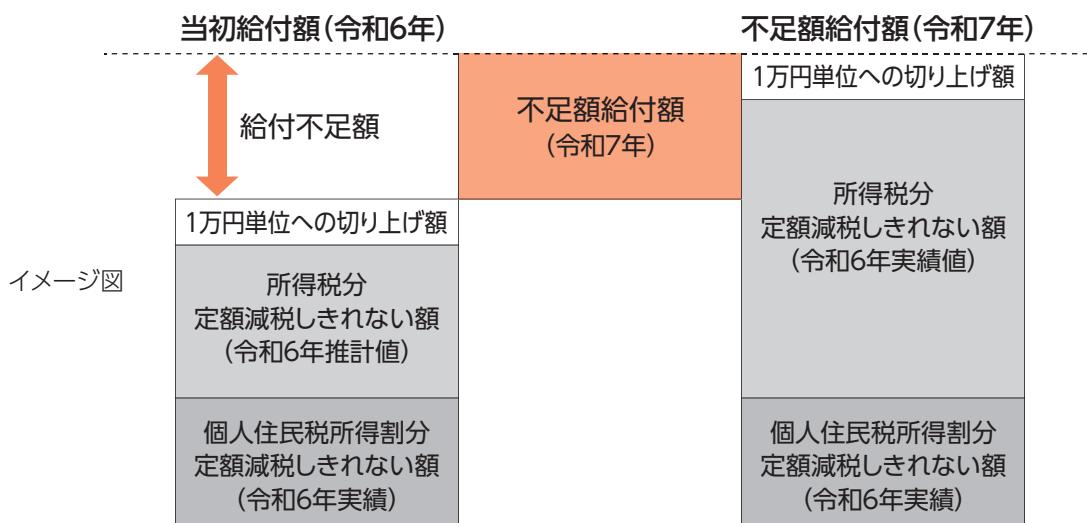
不足額給付Ⅰ

● 対象となる人

当初給付額と、令和6年分の所得税額などが確定し算出した給付額との間で不足額が生じた人

● 対象となる例

- ・令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年分所得)」となった人
- ・子どもの出生など、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付額)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付額)」となった人
- ・当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた人



● 給付額

支給可能額=令和6年分の所得税額などが確定し算出した給付額-当初給付額 (支給可能額の単位が1万円に満たない場合は1万円単位に切り上げます。)

不足額給付Ⅱ

● 対象となる人

本人および扶養親族などとして定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主、世帯員にも該当しなかった人で、次のいずれかに該当する人

- ・令和6年分所得税に係る合計所得額および令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える人
- ・地方税法第32条第3項および第313条第3項の規定による青色事業専従者または同法第32条第4項および第313条第4項の規定による事業専従者

● 給付額

1人につき4万円 (ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)

▶申請方法

給付対象となる人には、7月下旬に支給確認書または支給決定通知を送付します。

●支給確認書の対象者

必要事項を記入して返送してください。電子申請でも手続きができます。

●支給決定通知書の対象者(公金受取口座を登録している人)

振込口座の変更がなければ手続きは必要ありません。

※吉岡町に令和6年1月2日以降に転入された人および【不足額給付II】の給付対象となる人は、所得状況などの確認ができる書類を添付し申請が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▶申請期限

令和7年 10月 31日㊂

▶給付について

確認書で申請の人は、必要事項が確認でき次第、給付予定です。

公金受取口座を登録している人は、8月中旬に給付予定です。

申請・問い合わせ先

税務会計課 審査出納係 ☎26-2282(直通)

参議院議員通常選挙 7月3日㊂公示・7月20日㊂投票

▶投票日 7月20日㊂

▶時 間 7:00～20:00

▶場 所 入場券に記載してあります投票所へお越しください。

期日前・不在者投票

▶期 間 7月4日㊂～7月19日㊂

▶時 間 8:30～20:00

▶場 所 コミュニティーセンター和室

▶投票できる人(満18歳以上)

平成19年7月21日以前に生まれた人で、令和7年4月2日までに吉岡町に住民登録し、引き続き吉岡町の住民基本台帳に登録されている人

▶投票所入場券について

入場券は、世帯ごとに発送しました。投票所に持参してください。入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

入場券を紛失してしまった場合は、投票所で再発行ができます。係員に申し出てください。

※転出者には、はがきを発送しています。ご確認ください。

▶問い合わせ先 町選挙管理委員会 ☎26-2240(直通)